

高崎地区産業環境保全連絡協議会規約

(目 的)

第1条 この会は、環境保全対策について必要な知識、技術研修及び情報の提供等を緊密にし、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者、その他環境保全対策に関係する者の職務を円滑に遂行し、産業公害の防止及び環境の保全に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、高崎地区産業環境保全連絡協議会という。

(組 織)

第3条 この会は、高崎市に設置する工場及び事業場で、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者、公害防止責任者を有する工場及び事業場のうち、この会の目的に賛同するもの（以下「会員」と言う。）によって組織する。

2 前項に定めるもののほか高崎市以外の区域に設置された工場及び事業場で会長が適当と認めたものを会員とすることができる。

3 前2項に定めるもののほかこの会の目的に賛同する工場及び事業場で会長が適当と認めたものを会員とすることができる。

(事務局)

第4条 この会の事務局は、高崎市役所内におく。

(事 業)

第5条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公害防止対策技術研修会及び講演会等
- (2) 国、県及び市の環境保全施策に係る情報の収集及び会員への提供
- (3) 公害防止管理者等の職場交流及び情報等の交換
- (4) 環境保全関係行政機関との連絡に関する事
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監 事 1人

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその責務を代表する。
- 3 監事は会計を監査する。

(役員を選任)

第8条 役員は総会において会員の互選によりこれを決める。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

(顧問及び参加)

第10条 この会に顧問及び参加をおくことができる。

(総会)

第11条 この会は、年1回以上総会を開くものとする。

- 2 総会は会長が招集し、会議の議長となる。

(幹事)

第12条 この会に幹事若干人をおく。

- 2 幹事は会長が会員の中から任命する。
- 3 幹事は会の事業の執行の企画、研究及び推進をはかる。

(専門部会)

第13条 この会に専門部会をおく。

- 2 専門部会は専門の事項について審議する。

(会費)

第14条 会員は別表に定める区分にしたがい会費を納めるものとする。ただし、会長が、この会の運営上必要と認めるときは、幹事の承認を得て会費の全部又は一部を免除することができる。

(経費の支弁方法)

第15条 この会の経費は、会費、補助金、負担金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第17条 この規約の変更は、総会における出席会員の3分の2以上の同意がなければ、これを行うことができない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し、必要な事項は会長が幹事会の承認を得て定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、昭和48年1月26日から施行する。
- 2 この会設立の最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらずこの会の設立の日から昭和48年3月31日までとする。
- 3 第3条第2項の規定は昭和49年5月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成9年4月24日から適用する。(名称及び条文の一部改正)

附 則

この規約は、平成16年5月25日より適用する。

附 則

この規約は、令和4年7月13日より適用する。

別 表

区 分	年 額
従業員100人以上の工場	10,000円
従業員20人以上100人未満の工場及び事業場	7,000円
従業員20人未満の工場及び事業場	5,000円